

返戻金制度

被紹介者が入社後、当人の事由により退職するに至った場合、下記のとおり手数料及び消費税相当額を返還することとする。但し、被紹介者に対する処遇及び労働条件等などが、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではない。

記

返戻の事由	返戻金の割合
入社1ヵ月以内に退職した場合	支払った手数料80%返還
入社2ヵ月以内に退職した場合	支払った手数料50%返還
入社3ヵ月以内に退職した場合	支払った手数料20%返還

※原則上記のとおりとなちますが、個々の取引において求人者と交渉の上、返戻金を個別に設定するがございます。

埼玉県入間市下藤沢3-39-17-108
合同会社 futuro
代表社員 富山 修
許可番号 11-ユ-301160